

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年6月20日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2300498号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400021号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成22年7月23日は15万円、同年12月13日は19万6,000円及び平成23年7月15日は26万円に訂正することが必要である。

平成22年7月23日、同年12月13日及び平成23年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月23日、同年12月13日及び平成23年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年7月23日
② 平成22年12月13日
③ 平成23年7月15日

A社から請求期間の賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出したA社からの賞与の振込先とする預金通帳の写し並びに日本年金機構が保管する同社に係る平成22年7月度、同年12月度及び平成23年7月度の賞与明細によると、請求者は、同社から請求期間①は15万円、請求期間②は20万円及び請求期間③は26万4,000円の賞与が支給され、請求期間①は15万円、請求期間②は19万6,000円及び請求期間③は26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賞与明細により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は15万円、請求期間②は19万6,000円、請求期間③は26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が消滅した後に提出し、厚生年金保険料について

も納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。